

第7回世羅郡三町合併協議会

会 議 録

日 時 平成15年4月16日（水）

13時30分

場 所 せらにしタウンセンター

世羅郡三町合併協議会

第7回世羅郡三町合併協議会会議録

召集年月日	平成15年4月16日(水)				
召集の場所	せらにシタウンセンター				
開会日時	平成15年4月16日(水)				
議長	上本 仁志				
会議録署名人	石岡 省吾	真野 綾	横山 昇司		
甲 山 町		世 羅 町		世羅西町	
委員氏名	出欠	委員氏名	出欠	委員氏名	出欠
山口 寛昭	○	松山 理人	○	上本 仁志	○
水間 茂	○	後藤審三郎	○	松岡 明衛	○
黒木 重治	○	藤井 忠孝	○	井上 忠則	○
永田 英則	○	徳光 義昭	○	前原 春夫	○
鈴木 道弘	○	新井富士男	○	前迫喜久真	/
岡本 明美	○	坂東 辰男	○	岡田 桂子	○
石岡 省吾	○	梶川 耕治	○	田丸 克之	○
田坂 陽美	○	真野 綾	○	井上 幸枝	○
黒木 武彦	○	寺田 弘美	○	横山 昇司	○
荒瀬 聖子	○	松村 明美	○	奥田 正和	○
井口 紀介	○	幾島 文江	○	溝上 春雄	○
檜谷 睦宏	○	蔵敷 広之	/	三木 俊三	○
12名		11名		11名	
委員総数36名／出席委員34名					

顧 問					
顧問氏名		出欠	顧問氏名		出欠
小島 敏文		/	横山 泉		○
監査委員					
監査氏名		出欠	監査氏名		出欠
橋本 武生		/	田中 修三		/
			野曾原文男		/

第7回世羅郡三町合併協議会会議録索引

事件番号	会 議 事 件 名	ページ
	開会	1
	会長あいさつ	1～2
	顧問あいさつ	2
	会議録署名委員の指名	3
報 告 事 項		
報告第 17 号	協議会顧問の交代について	3
報告第 18 号	第 4 回新町の事務所の位置候補地選定小委員会について	3～18
協 議 事 項		
協議第 29 号	各種福祉制度の取扱いについて	18～22
協議第 30 号	防災関係の取扱いについて	22～24
協議第 31 号	社会福祉協議会の取扱いについて	24～29
協議第 32 号	第 8 回世羅郡三町合併協議会の日程について	29～30
提 案 事 項		
協議第 12 号 の 2	新町の事務所の位置について	30～31
協議第 33 号	地方税の取扱いについて	31～35
協議第 34 号	介護保険事業の取扱いについて	35～36
協議第 35 号	納税関係の取扱いについて	36～41
協議第 36 号	公の施設の取扱いについて	41～45
	閉会	45～46

午後 1時30分開会

○山口事務局長 定刻の午後1時30分が参りましたので、ただいまから第7回世羅郡三町合併協議会を開催をさせていただきます。

本日はお忙しい中、皆様におかれましては第7回協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、後ほど報告第17号でご報告をいたしますが、4月1日の広島県の人事異動に伴い、協議会顧問の交代がされておりますので、ご紹介いたします。

広島県尾三地域事務所長横山泉様です。今後よろしくお願いをいたします。

会長あいさつの前に、本日の会議の出席状況についてご報告いたします。

本日の委員の出席数は、委員総数36名のうち34名となっております。したがって、本日の会議は協議会規約第11条第1項の規定により会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつ申し上げます。

○上本会長 第7回世羅郡三町合併協議会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

桜の花も満開の季節を迎えて、春の農繁期を控え何かと多忙を極める時を迎えております。委員の皆様におかれましては、今朝ほどは世羅西町のタウンウォッチングということで、世羅西町の今日までの取り組み等についてご視察いただき、ありがとうございました。これで一応3町のウォッチングは終わりましたが、今後合併協議の参考に役立てていただければと思うところでございます。

また、本日は顧問として、このたびご就任いただいております尾三地域事務所長の横山様を初め、他の方々のご臨席をいただいております。それぞれご多忙のところまでのご臨席を賜り、今後のご指導方よろしくお願い申し上げます。

なお、小島県会副議長さんにおかれましては、本日は欠席というご案内をいただいておりますが、県議におかれてはさきの改選に無投票当選の栄誉を勝利いただいております。郡民そろって喜びとするところであり、さらなるご精進、ご発展を願いながら、今後の活躍をご期待申し上げます。

さて、合併協議会も第7回開催へと進めていただいておりますが、各協定項目につきましてそれぞれご確認いただきながら今日に至っております。

各小委員会の事務所の位置につきましても協議が進みつつあるようでございますし、町

名の取り組みにしましても、具体的な段階へと進めていただいております。いよいよ新しい自治体の姿作りが成果として、また形として見え隠れしてくるのではないかと思います。

委員の皆様方に最大の敬意を表しながら、積極的なかわり、またご意見をこいねがいで、開会のあいさつとします。今日のご苦勞でございます。

○山口事務局長 ありがとうございます。

続いて、新しく顧問にご就任いただいております広島県尾三地域事務所長横山泉様よりごあいさつをいただきます。

○横山顧問 先ほどご紹介を受けました横山でございます。

本日ここにお集まりの皆様方におかれましては、昨年10月1日の法定協議会の設立以来、今日まで合併に係る諸課題につきまして、ご熱心にご協議、ご議論いただき、検討も進められていると伺っております。これまでのご苦勞に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

今後も当協議会におかれましては、新町の名称の選定や新町の建設計画の策定といった合併後の地域づくりの礎となる重要案件が控えており、新しい元気の出るまちづくりのために、幅広い視野に立った活発なご議論を期待しております。

さて、広島県内では、本年2月に福山市と内海町、新市町、3月には廿日市市と佐伯町、吉和村、4月には呉市と下蒲刈町、大崎上島3町と今年に入りまして既に4地域で合併が成立しているところでございます。

当尾三地域におきましても、世羅郡3町に続きまして、本年3月25日に尾道市、御調町、向島町の法定協議会が設置されており、今後合併に向けた取り組みがますます活発になるものと予想されます。

県といたしましても、平成13年度に地域事務所で策定いたしました地域発展プランの着実な推進とともに、これから当協議会で策定されます新町の建設計画に基づいた元気の出る地域づくりのために引き続き最大限の努力、ご支援を進めてまいり所存でございます。

最後になりますが、人と自然が輝くまちづくりを目指した世羅郡3町の合併が契機となりまして、さらなる地域の発展につながっていくことを祈念いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもご苦勞さまでございます。

○山口事務局長 ありがとうございます。

それでは、規約第11条第2項により、会長が会議の議長となるとなっていますので、以後の進行につきましては会長と交代をいたします。

○上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となり、議事を進めさせていただきます。

次第3の(1)会議録署名委員の指名について。世羅郡三町合併協議会会議運営規程第8条会議録署名委員の指名を行いたいと思います。

会議録署名委員の指名は、まことに僭越でございますが、順番で各町から1名その都度指名させていただいておりますが、本日第7回の協議会の会議録署名委員には、3町の学識経験者の方をお願いするというので、甲山町の石岡委員、世羅町真野委員、世羅西町横山委員の3名の方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、次第3の(2)の報告事項に移ります。

報告第17号の協議会顧問の交代について、事務局長よりご報告いたします。

○山口事務局長 お手元の資料の1ページをお開きください。

報告第17号協議会顧問の交代について。

平成15年4月1日付をもって、次のとおり協議会顧問の交代があったので報告する。平成15年4月16日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志ということで、変更前、変更後でそれぞれ記載をしておりますが、前広島県尾三地域事務所長藤井孝弘様から、先ほどご紹介を申し上げます横山泉様へ顧問の変更がございます。

変更理由といたしましては、広島県の平成15年4月1日付の人事異動に伴う3町長協議会による交代ということでございます。

2ページをお開きください。

2ページにつきましては、これは協議書で3町長が協議し、確認を行っておるわけですが、その協議書の変更ということがございますので、それを3町長で協議し、変更したというものでございます。平成15年4月1日で3通を作成し、各1通ずつ所持をしているというものでございます。

以上で説明を終わります。

○上本会長 それでは、続いて報告第18号の第4回新町の事務所の位置候補地選定小委員会について、小委員会からの報告をお願いいたします。

永田委員長。

○永田委員 それでは、報告させていただきます。

朗読をもって報告にかえさせていただきますので、よろしくお願いたします。

3 ページをお開きください。

報告第18号第4回新町の事務所の位置候補地選定小委員会について。

第4回新町の事務所の位置候補地選定小委員会を次のとおり開催したので報告する。

平成15年4月16日提出。新町の事務所の位置候補地選定小委員会委員長永田英則。

1、日時、平成15年4月3日木曜日。午後1時30分より午後3時5分。

2、場所、せらにしタウンセンター会議室でございます。

3、出席状況、委員総数15名中、出席委員14名。

4で審議内容、新町の事務所の位置について。

(1)として、新町の事務所の位置(案)について。

新町の事務所の位置(案)については、第6回合併協議会に報告し、確認された「財政状況が極めて厳しいこと、合併の一つの目的であるコストの削減という視点、また現在ある3町の庁舎を視察した結果から、新たな庁舎は建設せず、既存の庁舎の中から選定する」ということに基づき審議し、次のとおりとすることを全会一致で確認しました。

次のページへ移っていただいて、新町の事務所の位置(案)について、新町の事務所の位置は、世羅郡甲山町大字西上原123番地1とし、世羅郡世羅西町大字小国3393番地に支所を置くものとする。

(注1)「世羅郡甲山町大字西上原123番地1」は、現在の甲山町役場の位置である。

(注2)「世羅郡世羅西町大字小国3393番地」は、平成15年4月28日から世羅西町の役場となる位置である。

(2)として、事務所の位置の選定理由について。

事務所の位置については、次の理由により現在の甲山町役場の位置とすることとした。

①としまして、周辺に人口が集積していること。

②として、法務局甲山出張所、ハローワーク甲山、広島県尾三地域事務所世羅分庁舎など国、県の機関と近接していること。

③として、中国バス甲山営業所や芸陽バス車庫が近接していることなど、交通の利便性が高いこと。

④として、3町の役場の中で延床面積や駐車場スペースが最も広く、比較的新しいこ

と。

次のページへ移ってください。

(3) 支所の取り扱いについて。

世羅西町は甲山町役場から距離が大きく離れているため、住民の利便性を考慮し、平成15年4月28日から世羅西町役場となる位置に支所を置くこととした。

(4) その他の主な意見でございますが、①として、将来の理想的な事務所の位置についても審議し、報告すべきではないかという意見もありました。将来、事務所の位置を見直す必要性が生じた場合には、新町の町長や町議会において検討してもらうのが適当であるとの意見が多く、小委員会では審議しないこととしました。

②として、教育委員会は3町とも役場から離れた場所に配置されているため、教育委員会の位置についても審議してはどうかという意見もありましたが、スペース的な問題等から生じる個別部署の配置については、3町執行部の今後の判断にゆだねるべきで、小委員会や協議会で審議・協議するのは適当でないとの意見が多く、小委員会では審議しないことといたしました。

以上で朗読をもって報告にかえさせていただきます。

○上本会長 ありがとうございます。

ただいま委員長からご報告がありましたが、他の合併協定項目と同じように提案して協議いただくということで、後ほど協議第12号の2で形式的に会長提案させていただき、次回協議会で協議決定をさせていただきたいと思っております。

今回は質問のみをお受けいたしますので、委員の中でご意見、ご質問がございましたらご発言ください。

溝上委員。

○溝上委員 世羅西の溝上です。この事務所の位置の小委員会、これはかなり慎重に審議された結果だと思うわけですが、いわゆるこの小委員会というのは公開されたものでないということで、その審議内容についてはこの場とか、あるいは広報等で町民に知っていただくものと思うんです。ということで、やはりこの報告されたものについては、町民に説明するには少し力が足りないんじゃないかという気がしとるわけです。

といいますのは、3町とも現在の役場というのは、それぞれの町の役場であって、それぞれの町に一番合ったといいますか、理想的な形といいますか、その規模に合った形で、合併を想定されたものではないわけです。いわゆる新しい町を造るに当たって、新しい庁

舎というのは当然これは検討されなきゃならない問題だと思います。

そういう中で、いわゆる3町が合併した暁の、いわゆる理想的な形、庁舎あるいは位置、こういうものがどういうふうな検討をされたのか。このことは、やはり町民に知っていただく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○上本会長 永田委員長。

○永田委員 先ほども報告いたしましたように、先般の会議の中でも、いろんな新しい建設ということについては、やはり財政的な面等々でありますので、既存のある3町の中で選ばせてもらおうというのが確認されて、今回次を開かせていただいたわけございまして、いろいろな議論の中では、甲山の現在の役場の中、または広島県の尾三事務所の分庁舎等もあるがどうだろうかというようなことも意見の中では出ました。そういうこととなりますと、そこについては今県の建物とかというようなことで、今は我々のとこじゃ検討されてないというようなこともあったわけでございます。

○溝上委員 まあここにもありますように……。

○上本会長 溝上委員、挙手をして発言してください。

溝上委員。

○溝上委員 財政的ということですが、いわゆる新しい庁舎を造るには、やはり3町の庁舎にふさわしいのはどのようなものか、あるいはそれを造るには幾らぐらいな費用が必要だと。したがって、これは現在では無理じゃなかろうかというふうな、いわゆるそういう説明が当然必要じゃないかと。いわゆる財政的に無理があるからやらないというには、説明になってないと思うんです。

したがって、要するにこれ必要なものが30億円かかるか50億円かかる。たがら、これは今回はするべきでないというふうなやはり説明が必要じゃなかろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○上本会長 永田委員。

○永田委員 溝上委員さん、当然言われる意見でございます。そういうことで、特に財政言うだけのことを申し上げましたが、すべて今のいろいろ、住民サービスの低下をしてはならないということについては十分基本を持って今日報告させてもろうとするわけでございます。

そのいわゆる利便性と申しますと、バスとかの、今も報告の中にもございましたように、やはりそういう住民サービスの低下がおこってはならんぞと。庁舎それで間に合う

か、どういうんですか、間に合うとか間に合わんとか、内部については部署とか機構の問題については私らにはわからんので、そういう具体的中身については知っておりませんが、そういう全般的に今の申し上げる利便性、住民サービスの低下を落とさないようにということ、十分協議の方はしておる……。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 当然その利便性というふうなことは必要だと思うんですけども、いわゆる全国には恐らくこの合併で何百という新しい市とか町が生まれるわけで、当然何年かする中には、新町の建設ラッシュというものが予定されるわけです。

その中で、今回そのいわゆる新庁舎を造らないという結論を出されるには、やはりそれ相応のやはりもっと突っ込んだ説明が住民に必要なじゃなかろうかということをおっしゃっておるわけです。

○上本会長 答弁されますか。

答弁が要りますか。お答えが要りますか、委員長としての。

溝上委員、今のは意見であったように思いますが、意見だけでよろしいですか。

○溝上委員 はい。それじゃ……。このことについてはよろしゅうございます。

○上本会長 他にこのことについてご質問。

梶川委員。

○梶川委員 関連でございますが、今の。非常にこの設定理由としては非常に十分でないというように思うんです。これで町民の方々に納得していただける理由かなあということがああるんですけども。

経過として、まだこれだけの経過じゃちょっと審議が足りないんじゃないかなというようにも思うわけでございます。

機能的に、今のこの位置、建物、施設等が十分間に合うんか。それで、改革して職員の数も減る、議員さんの数も減るということになれば、そのあれでいいんかもわかりませんが、そこらのところがまだ十分説明ができてないような気がするわけです。

そういったものを含めて、住民サービスだけのことで新庁舎は無理だということなんですか。将来とも、たちまち職員の全部がおる中で、これで十分機能が発揮できるんか。そこらで住民サービスが十分できるんか。そこらの説明がまだ十分できてないなあというように思うんですが、委員長どうでしょうか。

○上本会長 永田委員長。

○永田委員 全くそのとおりでございますが、将来については先ほど申し上げましたように十分今後経済、いろんな面から見て、新しい新町に、町長がなられまして、その事についてはやられるということで、中身の機構、例えば職員さんを全部そこへ集積できるかできかんとということについては、内部については執行者側でひとつご検討いただかないけんものじゃなかろうかということに、そういう中身の機構とか、いろんな、そこへ集積できるかどうかということについては、具体的には話をしておりませんが。

○上本会長 梶川委員。

○梶川委員 したがって、住民サービスを先に言われましたけども、それで十分できるんかというような検討ができとるのかどうか。今の、将来は少なくなるんなら、今のでも間に合うかもわかりませんが、機能的に今ので十分将来ともという分は後に譲るにしても、住民サービスの点から言えば、あっち行けこっち行けいようになるんではないのかなというようにも思うんですが。

これにまた駐車場のスペースも十分あるような言い回しになっておりますけども、現在でもどうも甲山のところは狭いんじゃないかというように思うんですが、その点についても検討されたのなら、経過をお願いしたい。

○上本会長 永田委員。

○永田委員 駐車場につきましては、現在ある3町の中では広いんじゃないかという意味でございます。

○梶川委員 ある……。

○上本会長 挙手をお願いいたしますが。

梶川委員。

○梶川委員 ある中では広いというんですが、合併した場合に、それが広いかどうかを検討されることが、必要なんじゃないんでしょうか。

○上本会長 どうされますか。

永田委員。

○永田委員 全く、その今まあ現に狭いのはもちろん狭いように見えます。役場へ出入りされる。例えば、出入りされる人が全部そこへ置かれとるんじゃろうかどうかという話の中ではございまして、そこらの整備もある一定はしていただくようお願いせにゃいけんものじゃなかろうかと。役場の裏にも、甲山町の役場の裏へ、今駐車場ではございませんが、そういう土地も利用していただくようなこともできるんじやな

かろうかというような意見も出ておりました。

○上本会長 徳光委員。

○徳光委員 名称の方の委員でございます世羅町の徳光でございます。

この（案）を見させていただくのに、余りにも現在のことだけで考えられとるように私は思えます。現状の財政状況が厳しい、合併の目的であるコストの削減等の視点、いろいろな問題があるように触れられております。

現時点では、異論はございません。では、将来的合併について語るときは、やはり半世紀、50年という中・長期的なビジョンはぜひ考えなくてはならないと私は思います。

合併後、10年間は特例措置、交付税等、単町並みの金額が保証されているようでございます。また、10年後の5年間は激変緩和措置等がありますが、合併後15年間からというもの、非常に厳しい問題が起きてくると想定されております。

3町の人口は、15年後には1万5,000人台になり、高齢化はもちろん40%台に入ると想定されております。高齢者が6,000人台となり、子供さんの出生は現在3町で130名、世羅町の場合、近年50名程度の出生がされて、少子化に歯止めがかかったようにも思われますが、これは歯止めがかかっておると申しましても、今後出生が増えるということにはならないと思います。

そこで、現在の甲山町役場を考えてみますと、ただ財政状況とかコスト面だけで考えるなら、合併しても将来的にパイがだんだん小さくなっていくことが想定されると思います。先ほども出ておりましたが、合併直後から駐車場の問題等、また課の分散化が想定されて、現在よりもかえって住民の人にはサービスが低下するんじゃないでしょうか。将来的には立ち退き等の補償等やいろいろな、周囲が全部道路で囲まれているという非常に将来的なまちづくりを考える面で問題があるのではないのでしょうか。

半世紀を見通したときに、新しい庁舎の発展可能性の位置をもう少し検討されまして、合併後の町の活性化が、新庁舎の建設で一つ小さい町ができるぐらいな立派な土地があるのではないかと私は思っております。理想的なまちづくり、半世紀後のことを考えてみますと、ただ現在の財政負担、コスト削減等でなく、将来的な財政負担、コストの削減は、町の活性化と色々な面で含まれてくると私は考えております。

いろいろと申し上げましたが、農業も考えるのに非常に厳しいときでございます。企業にいたしましても、企業誘致をするよりか出ていくの方が心配なような状況で、非常に厳しさが想定されておりますが、私はこの合併で一つの町の活性化を、庁舎の新設ととも

に一つの町を造るんだという発展可能な地がほかにもあるような気がしてなりません。

ここの（案）にいたしましても、周辺に人口が集積しとる。3町の中で床面積、駐車場等のスペースが最も広いこと、これらは私は余り将来的な問題ではない、かように思います。

交通の便にいたしましても、世羅町、甲山町を初め、国道が2本も通っております。時間的な距離は、私は余り問題ではないと思います。

将来的な活性化、3町のまちづくりについて、いま一度事務所位置の（案）について考えをお聞きいたしたいと思います。

○上本会長 前原副委員長。

○前原委員 庁舎の位置の小委員会の副委員長をしております前原でございます。

先ほど委員長の方からも、あらましのことについてお答えをさせていただいておりますが、この小委員会に与えられたものについては十分議論をしたつもりでございます。

先ほど来、いろいろ新しい、合併するんだから新しい庁舎も造ったらいいのではなかというようなご意見もあるようでございます。このことについては、小委員会においても当然そういったものは出ております。

ただ、ご承知いただきますように、新しい庁舎を建てるということになりますと、かなりの経費がかかるわけでございます。土地にいたしましても、最低3ヘクタールは要ると思うんですが、10億円余りは要ると思います。建物を造るにいたしましても、20億円近くは要るのではないかというふうに思います。そうすると、庁舎を造るだけで約30億円ばかりのお金が要るようになるのではないかというふうな話も出ておりました。

しかし、この合併というのは、一つには財政が非常に苦しいから、合併をして少しでも住民サービスを低下させないようにしていこうというのが一つの大きなねらいであります。そうしたことから見ますと、やっぱり今庁舎を建てるべきではないという意見が多く出てきたわけでございます。そういったところをよくご理解をいただいております。いけないのではないかというふうにも思います。

そうして、新しい新町の事務所を造るにいたしましても、そのことについては合併後、何年かたって落ちついたときに、そのときの執行部なり、あるいは議会の方でご検討いただいてやるのが適当ではないかという意見が小委員会ではほとんどでございました。そういったところを小委員会では、協議の中でまとめというふうなことにしております。

したがって、将来については、その時点でまたご検討いただくのがいいのではないかと

いうことですので、その辺もご理解をいただきたいというふうに思います。

また、小委員会においては、そこまで、将来的なことまで1回目ではやはり検討しなければいけないのではないかというようなご意見もあったわけですが、当面、合併したときにどうするんかというのがやはり一番大きな問題でございますので、まずそれをどうするんかというところから協議をしております。

以上でございます。

○上本会長 徳光委員。

○徳光委員 おっしゃることは理解はできるところも、できないところもあるんですが、まあ新しくすると言いましても、たちまち来年の合併でございますので、町長選挙を初め新議員さんの中で検討されることにはなってくるんだらうと思いますが、小委員会としての意見をこの中に強く出していただいて、合併後の特例債を利用して新町長さん、新議員さんで検討していただくことが私は必要になってくるんじゃないかなと思います。

ぜひ小委員会で審議していただいて、新町長さん、新議員さんの中で合併特例債の事業の中に入れていただいて、将来的に考えていただくというのは、少し私は、財政状況とかコストに余りこだわり過ぎて、将来的には私はこのコストとか財政状況は新町の新しい役場において、場所の選定次第ではそれぐらいのコストとか経済、理想的な役場ができれば、そういうようなことはかえって余り財政のことに今とやかく言うべきではないんじゃないか。

我々が50年先を見ますと、道路も舗装しておりませんでした。車等はカブぐらいの二輪しかございませんでした。電気製品を初め、50年で物すごく進歩、今からの50年で今までの50年ほどは変わらないにしても、やはり50年ぐらい先のことは最低見て、重大な問題だらうと思うんで、取り上げていただけるということにはならないでしょうか。

○上本会長 前原委員。

○前原委員 ご意見はもっともなことだらうというふうに思います。

ただ、将来的なことを今の時点で、例えば場所にしても、どの辺がいいんじゃないかというふうなことも、小委員会の中で議論はあったんですが、今そういうふうなことを決めといても、かえって本当の位置を決めた場合には、何年か先にそこへ庁舎を建てるといときに障害になることもあるんじゃないかというふうな意見もございました。全く私どももそういうふうなことがあってはいけないというふうなことで、あえて小委員会ではそういう取りまとめはしておりません。

それともう一つには、特例債もあるということなのですが、これも小委員会の中でもある程度の承知はして議論はしたところでございます。しかし、町の拠点を新しくすると、住民サービスを今の時点より低下させないのとどちらがいいかというふうなことも、やっぱり考えていかにゃあいけんというふうなことから、結論的には先ほど報告したようなことになったわけでございますので、これより先につきましては、全体の協議会の中でご議論をいただくのがいいんじゃないかというふうに思います。

○上本会長 坂東委員。

○坂東委員 世羅町の坂東です。世羅西町、現在の役場に支所を持つてくるという答申がありますけど、どの程度の支所を置かれるのか。今の役場を縮小した感じで置かれるのか。それとも、住民サービスを充実させるためだけの課を持つてこられるのか。そこらを討議されているんでありましたら、報告願いたいと思います。

○上本会長 永田委員長。

○永田委員 先ほども申し上げましたように支所の、本庁でもそうですが、支所でも中について具体的にこういう課を、例えばこういう部署にするとか、こういうような課にするというそういうことについては、一切小委員会では検討はしておりません。

○上本会長 坂東委員。

○坂東委員 されてないっていうことが、支所という形でもう先に形ができちゃっている、置きますよと。そこらもやはり検討されているんで、こういうふうな報告がなされているんじゃないかなと思うんですが、今ある建物、正確に確かに使っていくというのは大事なことだと思います。

ただ、この世羅町役場は、跡地をどうするのかという問題も出てくると思うんですよ、世羅町に何も置かないということであれば。世羅町には支所も置かない。形あるものが何もなくなってしまう。サービスも甲山へ全部。甲山、世羅、世羅西と言っではいけないのかもわかりませんが、そういう形も出てくるんで、もう少し審議を深めていただきたいなあという思いを持っていますので、よろしく願いたいと思います。

○上本会長 前原副委員長。

○前原委員 全然そこらが協議をしなかったということではございません。ただ、結論的にそのことを報告すべきではないという判断でこういう報告にしておりますが、中身としては、例えば教育委員会については世羅町へ置いたらどうかというようなこともございましたし、支所の事務をどの程度するのかということについても、話は出ております。

しかし、小委員会の権限として、そこまで小委員会では権限はないんだというようなことでございますので、そこまではして報告には載せておりません。

○上本会長 坂東委員。

○坂東委員 その辺は協議されていないんですか、されたんですか。

○上本会長 前原副委員長。

○前原委員 協議といいますか、話の中には出ております。話には出ておりますが、そのことについては具体的に小委員会ですぐまでは権限はないんだということでございましたので、報告には載せておりません。

○上本会長 坂東委員。

○坂東委員 じゃ今後も協議されないということでしょうか。

○上本会長 前原副委員長。

○前原委員 今の時点では権限を与えられておりませんので、する考えはございません。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 支所機能なわけなんですけども、住民の利便性を考慮しとあるわけです。この利便性というのは、基本的に役所機能の何%ぐらいを想定しておられるわけですか。

○上本会長 ただいまずっと委員長、副委員長の答弁の中で具体的な中身についてという議論、報告はしないというのがございますので、少し質問の趣旨を変えていただかないと答弁はいただけないかと思えます。

○溝上委員 それでは、利便性というこの意味を説明していただきたいと思えます。

○上本会長 前原副委員長。

○前原委員 言葉ですので、どっからどこまでをどういうふうにするかというのは、それぞれのあれがあると思うんですが、非常に利便性ということになりますと、今より遠ゆうなれば便利が悪いというのは、こりゃあわかり切ったことなんです。しかし、実際問題合併ということになりますと、その辺はゼロからやっぱり考えていくべきではないかというふうに思いますので、そうすると本庁が甲山方面にある場合には、一番遠くなるのは世羅西でありますので、当然支所は置くべき。そのことによって、離れた地域の住民の人の利便性を図っていこうということでございます。

したがって、できればその支所の中の事務もどの程度のもをやるべきであるというふうなことも、実は小委員会でもある程度のもは決めたかったんですが、実際にはそこまで権限はないんだということがありましたので、その辺は、話は出ておりますが、結論

としてはここへ報告することにはなっておりません。

○上本会長 他に質問がございますか。

後藤委員。

○後藤委員 世羅町の後藤でございます。この小委員会で庁舎、支所を決められる段階で、所管区域はどのような議論をされたか聞かせていただきたいのと。その他の主な意見の中で、個別部署の配置については、3町執行部の今後の判断にゆだねるべきで、小委員会や協議会で審議・協議するのは適当でないとの意見が多かったということなんですが、それはどういう意味なのか。

それと、結局住民の意見を聞きながら最終的には判断をしなければならぬわけですね。これで、本庁が甲山に決まりました。支所が世羅西に決まりましたということで、やはり協議会での結論を持って住民に意見を聞きながら判断をする場もあるわけですから、そこらに対しての説明が十分できるのかなという気がしておりますが、その辺どういう審議をされたかお答え願いたいと思います。

○上本会長 永田委員長。

○永田委員 全くその内容、今の言われる個別部署配置に、今の所管事務等については、そういうことについてはやはり我々の小委員、先ほどから繰り返すようですが、小委員会でやるべきじゃなかろう、中には入り、どういうんですか、協議の意見も出るには出ましたけど、そこまで協議は、この小委員会ではするのではないだろうというのが多くの意見だったので、詳細についてはしておりません。

○上本会長 後藤委員。

○後藤委員 所管事務もですが、所管区域、世羅町が真ん中にありまして、これは将来の、まあ何年後に新庁舎を建てるとかそういう計画もない中で、大きな決定事項だと思うんですよ、本庁にしても、支所にしても。だから、それなりの、そこまで権限がないとか、協議会かけたらそれで決定できるんだとか、そういう思いがあったんでしょうけど、やはりこういう報告というのはある程度広がっていくわけですよ。そこで、住民の判断がどのような判断されるか。

やはりこの協議会は、大きな決定機関に近い役割があると思うんですよ。そこらの機能を住民に説明のつくような形のものがある程度提供できないと、そこらがまあちょっと不安に思っておるんですが、答えあれでしたら、次の機会があるときでも結構でございます。

○上本会長 ちょっとお待ちください。今の後藤さんの意見の関連ですか。

○檜谷委員 よろしいですか。

○上本会長 はいわかりました。どうぞ。

○檜谷委員 失礼します。小委員会の檜谷と言います。今、後藤委員の方からありましたが、これ合併協議会の項目事項の中にそういった項目事項が入っています。我々小委員会はある程度の器言うんですか、その中身まで踏み込まない、要するにその器の部分を決める小委員会だという認識をしております。

ですから、合併項目の8番の中に、事務機構及び組織についてというのがあります。そこからそういったご懸念を十分にご議論する必要があるんじゃないかと思うんです。これ議論の形でもいいんですね。

○上本会長 質問というより、質問に対するお答えのような、小委員会としての委員としてのお答えになりましたので、ちょっと私が委員のその立場がわかりませんでしたので、発言を許可しましたが、一応はまあ今回は委員長、副委員長の方からご報告をいただくというのが筋だと思いますので、今の発言は割愛させていただきます。済みません。

先ほどの後藤委員に対する委員長、副委員長としての答弁がありましたらお願いいたします。

前原副委員長。

○前原委員 先ほどから申し上げておりますように、具体的には先ほど委員の中から発言をいただいたように、我々に与えられた権限の中で協議をしておりますので、先ほど来何回も申し上げておるんですが、それ以外のことについてはそれぞれのまた協議会の中で具体的に協議をいただく場もあるようでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○上本会長 他に質問がありますか。

委員さんではないですよ。失礼いたしました。

井上委員。

○井上（忠）委員 世羅西の井上と申します。私委員でありますので答弁はいたしませんけど、今皆さんがお話になっている部分というのは、要するに本庁、支所でプラスアルファ将来ということの話だと思っています。徳光委員さん、あるいは他の委員さんでもおっしゃったように、10年先、15年先、20年先、徳光さんは50年先とまで言われたんですが、とても50年先の想定は私自身もよくしません。せいぜい5年、10年。

私、個人的に考えてますのは特例債、あるいはその期限15年、タイムリミットを見た

ときには、その先はまた新たな合併協議会が起こってくるんじゃないかという気が私の中にはあります。そういった中で、今小委員会の答申の中で、要するに将来事務所の位置を見直す必要が生じた場合には、新町の町長や町議会において検討してもらうのが適当というのが小委員会の答弁でありまして、その中に位置の問題まで小委員会で指定していったらどうだろうかというのが大多数の意見ではなかつたろうかと思うんですが、それも私は非常に難しいんじゃないかなとも思います。

そういった部分で百歩譲って、要するに位置を見直す必要が生じた場合に、やはりこの支所の廃止、あるいは本庁、今現在出発時点では甲山町あるいは世羅西に支所を置くという答申ですが、将来においてはこれは一つにまとめると。その時点で、やはり新たな町長や町議会において結論をしていただきたいというのであるならば、まだ皆さんが、今こんなことを言っちゃあいけんのんですが、意見を多く吐かれているのは、庁舎がなくなる世羅町なんですね。やはりなくなるところというのは、非常に厳しいと思います。たまたま私、世羅西で、世羅西の庁舎を支所という答弁いただいたので、私は黙っています。支所でもないということになると、やはり例えば既存の建物をどうするのかという問題も含めて考えてくださいということには言わざるを得ない。

だから、今現在の中で一番楽なと言っちゃあ失礼なんですけど、財政あるいはいろいろな部分を見たときに、やはりそこが落としどころかなという気は私自身はしております。だから、小委員会としては、やはり今現在ではいい結論を出されたんじゃなかつたかなという気が私個人はしています。

そういった中で、やはりその世羅郡3町が合併をして、しかも世羅町という一番真ん中にある大きな町の中に何もなくなるというのが非常に、まあ委員で世羅町から出てこられている委員さんから言われても非常につらい。特に議員はつらいと思います。そういった部分でやはりもっと明確な答弁、明確な答申が欲しいというのもわかると思います。

そういった中で、やはり今委員さんが申し上げられたように、例えば内容についてはこの合併協の中で詳細にわたってそれぞれの委員の発言をもって構成されると思いますから、今現在新庁舎、あるいは支所の機能については、小委員会で甲山を本庁、世羅西を支所とするという部分に関してのみ、我々がどう考えるかだと思っています。内容に当たっては、今後の合併協の中で皆さんのご意見を踏まえて審議をしていけばいいんだと思っていますので、要するに今与えられている、私たちに与えられているのは、本庁甲山、支所世羅西がいいのか悪いのかだけではなかつたかなという気がします。

それはもちろん、いい悪いを判断するそれぞれの委員の中には、機能あるいはいろいろな部分を、後藤委員も言われたようにエリア、いろんな部分を含めてこの本庁と支所という問題はあると思います。それをそれぞれの委員が踏まえた上で判断をしていけばいいんであって、委員長、副委員長責めても、非常にまあ難しいんじゃないかなと。同じ仲間の中でお互いに意見を闘わせて分裂したってしょうがないんで、そこの部分はお互いに理解し合って、だったらそれから先をどうするのかということ、やはり今後にわたって慎重審議されたらどうかと思います。

ただ、先ほど言いましたように、このその他主な意見の中で表記の仕方を少し変えられて、世羅町の方々にも、世羅西の皆さんにも、甲山町の皆さんにも理解が得られるような表記の仕方したらどうなんだろうかなという気がするんですが、委員長さんその点はどうでしょうか。

○上本会長 井上委員のご質問というのは、ある意味では小委員会の報告を受けての協議決定の一つ中のご意見に踏み込んでおられるかというように思います。

小委員会としては、こういう方向で今日決定したことをご報告いただいておりますので、いずれこのことにつきましては、この委員会の中で協議決定をしていく段階になると思います。本日はできればその報告いただいたことの中身について具体的にご質問があったらお受けするというにさせていただいて、もちろん大切な問題でございますので、全体でしっかり、小委員会の報告を受けてこれから我々として決定していく必要があると思います。そういうふうにご理解いただければと思いますが、いかがでしょうか、それでいいですか、井上委員、答弁が要りますか、委員長としての。

○井上委員 答弁いいですよ。これはこの次の事項のときに、次回のときにいろんなことで話できるわけですね。

○上本会長 ご報告いただいたそのもので、どうしても協議に入る前までに質問しておきたいということがございましたら、挙手を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか、この程度で。

よろしいですか、質問に対しては。いいです。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、進めさせていただきます。

それでは、一応質問は以上ということでございますので、この件につきましては次回協議会で協議決定をさせていただくということにさせていただきたいと思っております。

続いて、次第3（2）の協議事項に移ります。

協議第29号の各種福祉制度の取扱いについて。

第6回協議会で提案してございますので、直ちに協議に入りますが、前回この協議の事項で説明依頼がありましたことについて、机上配付しておりますので、事務局からご説明申し上げます。

山口事務局長。

○山口事務局長 第6回合併協議会で説明依頼がありましたことにつきまして、机上配付をしておりますので、これについてご説明申し上げます。

区分、影響額、主なものでそれぞれ掲載をしております。

この影響見込み額は、各町平成15年度当初予算と比較した概算推計額であります。

歳出における影響額では、乳児医療費助成については、対象範囲がゼロ歳から5歳児となっている世羅西町の例による調整案に伴う増が600万円。腎臓機能障害者通院補助については、対象者を初め月額限度額までの内容が充実している世羅西町の例による調整案に伴う増が400万円。重度障害者介護慰労金支給事業につきましては、国制度の中の家族介護支援対策事業を充実させることで、対応することで廃止する調整案に伴う減が200万円であります。

歳入における大きな影響額は、保育料については入所児童の第3子以降の減額については、甲山町の例によるという調整案に伴う減が800万円であり、概算推計影響額としては、歳出分と歳入分の合計1,800万円の増となるというものであります。

以上で説明を終わります。

○上本会長 それでは、ただいま説明したことも合わせて委員の皆さん、協議第29号の取扱いについてのご意見ございましたら、ご発言ください。

ありませんか。

黒木委員。

○黒木（武）委員 甲山町の黒木武彦でございます。資料の10ページでございますが、在宅介護支援センター、甲山、世羅が直営ということで、世羅西がくるみ会へ委託という現状の中で、新町において国の設置基準に基づき設置するというふうな内容になっておるんですが、先般のご説明の中に、地域型は中学校区に1つ、これは民間委託ということになると、中学校区で言えば、今度の新町では3つの地域型のものを置くということか、それからまた基幹型という説明がございまして、町で1つというお話がございましたが、こ

れは直営でもう一つ置くとこういうふうに理解していいんでしょうか。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 ただいまの質問につきましては、部会長が参っておりますので、部会長の方からお答えさせていただきます。

○栗原部会長 福祉生活環境部会の部会長でございます栗原でございます。

前回の協議会でご質問に対してお答えをしたとおりであります。在宅介護センターの地域型につきましては、いわゆる中学校区に1カ所ということでございますので、新町におきましては、現在の中学校区が3つということで想定をしておりますが、3カ所ということでございます。

基幹型につきましては、市町村にあつて1カ所ということでございますので、新町では1カ所ということになります。

ただ、黒木委員がおっしゃられました。私がご説明申し上げたのは、あくまでも国、県の仕様の中で、技術的な条件の中で地域型については民間委託が望ましいと。しなければいけないというご説明はしてないと思っておりますが、望ましいという技術的な条件をいただいております。

それから、基幹型につきましては、これは直営で実施すべきであるということでございます。

以上でございます。

○上本会長 よろしいでしょうか。

○黒木（武）委員 はい、わかりました。

○上本会長 ほかにご質問、ご意見ございますか。

永田委員。

○永田委員 この高齢者福祉敬老祝い金について、甲山町の例によるということでございますが、それによって世羅、世羅西3町の中で増減がどのような数字的になるのでしょうか。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 この質問に対しましても、部会長の方からお答えさせていただきます。

○栗原部会長 それでは、先ほど事務局長が総括的な机上資料の説明をいたしました。敬老金につきましては15年度の予算ベースで比較対照しているわけですが、お手元にあります調整内容の現況欄で、世羅町が75歳以上5,000円ということでございます。

が、前回の提案以降に条例改正が行われまして、甲山町といわゆる同じであるという趣旨の条例改正が行われているところでございます。

そういたしますと、世羅西町に影響が出るわけでございますが、世羅西町で15年度の予算ベースで比較してみますと、70万円の増になると見込んでおります。

以上でございます。

○上本会長 よろしいですか。

他にございますか。

岡田委員。

○岡田委員 世羅西の岡田です。9ページの敬老会についてのこととあわせてお聞きいたしますが、敬老会の記念品につきましては、世羅西町は今まで記念品を出しておりました。これが合併ありきということで、他町と合わさないといけないということで今年度から廃止して、敬老祝い金もこの表にあるように出されることになりました。

まあそういうことで、形を変えて介護用品の支給事業の方へ回すと言われておりますが、介護予防生きがい活動の支援事業につきましても、国や県が示す事業実施要綱に基づいて、新町において継続して実施するとなっておりますが、このことにつきまして3町同じようにされておりますが、継続的に実施するという中で、中身についての後退はないんだらうかということをお聞きします。

合併することによって住民サービスの後退は絶対あってはいけないと思うので、そういうことがないかということをお改めてちょっと聞いておきたいと思っております。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 この中身につきましても、部会長の方から詳しく説明させていただきます。

○栗原部会長 お尋ねの10ページの生活支援事業、それから8番目の介護予防生きがい活動支援事業等でございますが、これは国が定めております要綱に基づきまして実施をそれぞれ現在各町が行っているわけでございますが、いわゆる要綱において行っている事業名は、それぞれ同種のものが多いわけですが、他にあって、他の町にないというものもあるわけでございますけれども、これらは国が示す交付金の基準額等もございまして、その範囲内で現行のサービスは低下はさせないという原則は持ちながら、若干の要綱に基づく見直しは生じてくるだろうと思っております。

しかしながら、今ご指摘、岡田委員ご指摘のように、いわゆる提供しているサービスが

低下をするということにはならないように努力をしていきたいということでございます。
すべきだという考え方で継続して実施するというふうにご提案申し上げているところで
ございます。

なお、それぞれ高齢者の人口規模に応じた交付金の額が示されておりますけども、新町
になると、国の示す要綱では交付金が下がってくるということが、矛盾が生じますけれど
も、国、県の説明におきましては、いわゆる合併時にその、どういいますか、激変緩和を
行う範囲でできるだけ交付金は維持をする方向で検討中であるという国の回答が県の方か
ら示されておりますので、念のため申し添えておきます。

○上本会長 他に御質問、ご意見ございますか。

寺田委員。

○寺田委員 世羅町の寺田ですが、2点ほど質問をします。

20ページの、ここで質問するのは適切かどうかと思うんですが、民生委員、児童委員
に対する委嘱事業についての金額的なところをここではうたっているんだと思うんです
が、これに関連して民生、児童委員等の任期とか人数とかについての合併後の考え方、さ
らにこの項で質問というのもおかしいかと思うんですが、人権擁護委員等について言え
ば、世羅町、甲山町は尾道の法務局管内、世羅西町は三次管内というようなことになっ
ております。そこらの扱いについて、どう考えたらいいかということのご質問をいたしま
す。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 ご質問の民生委員、児童委員の件、あるいは人権擁護委員の件につきまし
ては、これらはすべて国が委嘱しておるそれぞれの委員でございます。ですから、今後
国、県の動向で判断されるということで、町の判断ではないということでございます。

○上本会長 寺田委員。

○寺田委員 大体基本的にはそうだろうと思うんですが、人口何ぼの自治体については何
人とかいった枠等も変わってくるのではなかろうかと思えますし、議会の推薦等によっ
て出てきた委員もおります。というようなこと等も考え合わせてどうなんだろうかという質
問をさせていただきました。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 今委員の方からも言われましたように国、県が、もちろん民生、児童委員
につきましては、一定の区域を持つ委員が人口当たり何人というふうに当然なりますし、

全体から判断されます今の人権擁護委員等につきましても、人口規模に応じた人数の配分は、今後合併後においては、町の人口に対しての判断が国の方から示されるというふうに思っております。

○上本会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

確認してもよろしいでしょうか。

いいですか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、別にないようでございますので、各種福祉制度の取扱いについては、ご確認いただいたということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

続いて、協議第30号の防災関係の取扱いについても、第6回協議会でご提案しておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆さんから何かご意見ございますでしょうか。

防災関係についてはご意見ございませんか。

ありませんですね。

黒木委員。

○黒木（重）委員 甲山の黒木です。今、各町が防災関係で無線なんかを流してあるんですが、合併後についてはこれはどこで調整をされて、どうなるんかということについてはどうですか。

○上本会長 どなたが。

田原幹事長。

○田原幹事長 防災無線の件につきましても、担当の部会長が参っておりますので、そちらの方からご答弁させていただきます。

○宮川部会長 総務企画部会長の宮川でございます。よろしくお願いをします。

先ほどのご質問でございますが、これはこれから今現在3町に周波がそれぞれ1つずつで、固定局を設けておりますけれども、それぞれの放送をやっております。

今後は、合併ということになりましたら、基本的には電波法の中で言いますと、1市町村に1周波数が原則ということになってきます。ただ、合併時に3町が合併したときに、

一斉放送がすぐできる機能が持てるかということ、なかなかその1市町村1周波数でやった場合は、合併時に対応ができないということもございますので、当面の措置としまして、合併時において現在の周波数を承継していくという手続の申請をすることになるかと思えます。

そうすることによって、3町のどこかの町の固定局を親局として、そのソフトを変更するわけですが、そこから回線をつないで、有線ですが、この回線をつないで3カ所のところへ流していくと。それによって各周波数へ変換をして、それが各町の、現在の3つの町へ流れていくということになりますので、一斉放送が可能であるということになります。当然これは防災行政無線でございますので、各町で防災行政無線についての規定を設けております。その中身によって流しますので、当然一斉放送を3町へそれぞれ流していくという方式をとることになるかと思えます。

○上本会長 よろしいですか。

黒木委員。

○黒木（重）委員 もう一つ、電波法、防災無線にかかわっておかしな質問なんですが、今各町で亡くなられた方なんかの放送をしようとするというのが、防災無線ですから、それはちょっとおかしな質問だと思うんですが、そのところの調整についてはどういうふうにお考えになつてらるか。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 この件につきましても、部会長の方から答弁させます。

○宮川部会長 それでは、お答えをいたします。

先ほど今黒木委員の方からもありましたように、あくまでもこれは防災行政無線でございますので、放送内容といいますと緊急災害の放送とか、それから町の告示事項とか連絡事項こういったこと。それから、今JAの方から、世羅郡農協の方から申請がございますことの内容についての放送ということだけに限られております。

ですから、今後もその合併してからも、防災行政無線の基本的な放送というのは、一斉放送の中で、先ほど申しました内容が基本原則ということになります。

ただ、現在も流しております死亡のお知らせ、お悔やみのお知らせというものにつきましては、やはりこれは今後合併をした段階において、運用の中で検討していきたいというふうに思っております。

○上本会長 他に質問がございますか。ご意見ございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 別にないようでございます。

防災関係の取扱いについては、ご確認いただいたということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございます。

続いて、協議第31号の社会福祉協議会の取扱いについても、第6回協議会でご提案しておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆さんから何かご意見ございますでしょうか。

井上委員。

○井上（忠）委員 これは変な話になるかと思うんですが、取り扱いについてですが、3に書いてありますように地域の実情から社会福祉協議会が最適である場合には社会福祉協議会へ委託するとなっているんですが、今社会福祉協議会について甲山、世羅、世羅西、その専門部会の中の資料を見させてもらおうと、それぞれ3町において社会福祉法人という名称を持つとって、実際は運営内容といいますか、商売で言えば営業形態といいますか、それが三者三様の様な気がするんですよ。

要するに、例えば町から委託を受けてやっている、町が補助出していることに関して、例えば人件費補助というのは3町とも出してますけど、事業費補助というのは世羅町だけが補助金として出しておられるわけですから、要するに何らかの事業持っておられるというわけですね、世羅町の場合は。ほんで甲山町も、世羅西も事業費の補助は出してませんから、事業はやってますけど、その補助対象になる事業はないという一つの形態がこの補助金の中にもあらわれているんじゃないかと思えますし、要するに事務費の補助にしても甲山、世羅はあるけど世羅西はないという部分で、合併時に要するに足並みそろえるといって書いてあるんですが、結局は最終的にはどういう方向、例えば今専門部会の部長さんが報告されたように、例えばあくまでも町が直接やるべきこと、そして民間の事業者を利用してやるべきこと。あるいは民間がやることをこの社会福祉協議会が民間レベルで町、あるいは町ですよ、町、国から、県から、あるいは補助金をいただきながらやりこなして、一つの営利と言っちゃあいけんですが、利益を生む可能性のある事業を踏み込んでいってやるのか、調整をすると書いてあるんですが、非常に難しい内容がこの中にあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどういうふうに整理をされようとされておるの

か。

現場の人にとっては、非常に大きな問題をこの中に含んでおるんじゃないかと思いますが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 ただいまのご質問ですが、部会長の方、この調整についての一定の協議を持ってますので、答弁させていただきます。

○栗原部会長 それでは、ただいまのご質問にお答えするといえますか、基本的な考え方についてご説明申し上げます。

社会福祉協議会につきましては、これは社会福祉法人でございますので、他の社会法人与同列視するというにはなかなか難しい問題があるところでございます。

先ほど委員ご指摘のように、町としてでき得ない事業を社会福祉協議会の方でやっていたというところもあるわけで、他の社会福祉法人とは違うわけでございますが、基本的には社会福祉協法人は先般の協議会でもご説明申し上げましたように、当然1町に1社会福祉法人ということでございますので、そのみずからが合併協議を開始をされる予定であるということは申し上げたところでございます。

それ以降、4月に3社会福祉協議会が合併協議を開始をされておるところでございます、その報告も行政としてもいただいているところでございます。

その中で、社会福祉協議会が担う事業としましては、我々単純に非収益事業と収益事業というふうに申し上げておりますけれども、非収益にかかわる部分については、これまでのように行政的に何らかの形で補助、助成をしていく、いかなければその難しい問題もあるかと思っております。

ただ、これはこれからの3町の社会福祉協議会の合併といえますか、統合の状況を勘案しながら調整をしていこうというところでございます。

そして、3点書いてございますが、もう一点、委託事業につきましては、これも町が主体的に行うべき事業を委託しているところでございますが、これもどの地域にあっても同じ内容のサービスを提供するというのが行政の使命ということになると思っておりますので、それらができ得るというふうにその行政の方で、その考えられるということになりますと、当然これまでのように社会福祉協議会の方へ委託をするということになってまいろうかと思っております。

いずれにいたしましても、これからの社会福祉協議会の合併議論の中でこれらの対応を

考えるべきところをごさいますて、まだ合併協議が始まったばかりというところなので、どのような形で調整をするのかというのは、今後の動向によるというふうに考えております。

以上でございます。

○上本会長 よろしいですか。

黒木委員。

○黒木（武）委員 前回提案されたときにもちょっと申し上げたんですが、今井上委員がおっしゃられますように、どういんでしょうか、本来行政がやるべきもの、いわゆる直営でやるべきもの、あるいはそこへ委託する方がより効率的に、スムーズにいくもの、こういうふうなものがあるかと思っておりますので、それを現在ある3町がそれぞれ試行錯誤を重ねながら現在の事業をやっておられるんであると思うんです。

したがって、ここで合併時に統合できるように、1つというふうなお話でしたが、これは絶対しなきゃいけないんだと思いますので、この行政の方も任意団体である社会福祉協議会の協議を待つだけでなく、行政の方からやはり指導性を発揮していただかにゃいけないんじゃないかと思うわけです。

それから、2つ目の助成についても、どういう中身を、現在ある違いを一緒にあわせて住民サービスを皆さんに均一的にするためにはどうしたらいいかというものが、行政がかかわってその中身を議論されなければ、その助成についてのことも出てこないと思います。

それから、3つ目の委託事業についても、行政側が委託することがいいかどうか、そして協議会の方がそれを受諾するかどうかというものがないと難しいんで、この間申しあげましたように、この文面を見てどうもようわかりかねるんで、もう一つその社会福祉協議会がようやく合併協議会のようなものを立ち上げて、一つに進まれるというわけでしょうから、そこへ行政が積極的に加わっていただくことが必要なんじゃないかと。

そのためには、この公益法人には地方公務員を派遣することも、便宜上で可能なんじゃないかと思っておりますので、そういう方法は考えていらっしゃるかどうか。そういうことも含めまして、そうしないと現在ある社会福祉協議会には、真剣に職員を抱えていらっしゃるから、合併したときにはその職員をどうするかということ等も含めまして、どうしても行政が主体的にかかわっていかれる必要があるんじゃないかと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 この社会福祉協議会につきましては、現在3町で町の合併と同等に合併についての協議が4月1日からその協議会も持たれて、発足しております。この中には調整会議等ございまして、3町の会長がそれに基づいて、ここへありますように3点の観点から、今委員のおっしゃった内容等も当然今後出てきますが、そういったことの調整についても今後それに参画して進めていくというふうに思われます。

○上本会長 よろしゅうございますか。物足りませんか。

井上委員。

○井上（忠）委員 専門部会の部長さんが今後において調整されると言われるので、そりゃあもう私が質問することないかなと思ったんですが、ただ調整、確かに行政部門としていただかなくてはならないと思います。

それで、まあ皆さんのお手元にあるように、資料の中見ても、サービス内容が各町それぞれ違いますので、調整するがために切り捨てにならないように、例えば行政が必ず地域の福祉事業としてしなくてはならない部分というのは、やはりそういった部分がいろんな形で補助金という形で出しながら運営をされているんだと思いますし、事業として成り立つ部分というのは、民間でも受け皿はたくさんあると思います。

だから、そういった部分の調整をきちっとして、地域住民にとってサービスが低下しないように、しかも運営上社会福祉協議会は一本化できるよと。

ただ、手元の資料見ましても、各町全部サービス内容違いますし、それぞれ違うと思いますので、部長は単純に今後調整しますと言われたんで、それが調整が切り捨てにならないように、それぞれの地域でそれぞれのサービスを受けて今まで生活されている方にとってマイナスにならないように、できるならばよりプラスになるような方向で調整をし、行政指導をしていただきたいと思います。

調整で切り捨てると、統一するだけで、あとはだれかがやるでしょうという形にならんとも限らるので、あの調整の意味には非常に深い行政用語がございまして、ひとつ行政担当の方は調整の2文字に走らないで、内容を充実させていただいて、地域住民のサービスが低下しないような調整をお願いしたいと思います。

○上本会長 ご意見に対して、納得できる答弁をしてください。

○田原幹事長 ただいまの意見につきましては、直接調整会議に出席します部会長である栗原課長が統括ですので、答弁をさせていただきます。

○上本会長 よろしいですか。

○栗原部会長 それでは、ご質問にお答えいたします。

先ほどのお答えが十分でなかったことをおわび申し上げたいと思いますが、委託事業等での3町の差異につきましては、前段先ほどご確認をいただきました福祉制度における介護予防生活支援事業の中身でございまして、当然このサービスが低下するということは前提にないこととございまして、よりサービスが充実するような意味で最適である場合には、引き続き委託をしていきたいと思いますというところでございます。

そういう意味で、今後市町村の合併、3町の合併協議会と同じように組織されております住民代表によります社会福祉協議会の合併協議会で議論での推移を見ながら、3町の課長も3町社会福祉協議会の事務局長とそれぞれの内容について調整をする場面がございますので、その時点で行政指導というふうに申し上げられましたが、そういう面ではございませんが、調整に努めていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○上本会長 以上のような答弁でございしますが、他にまだご質問、ご意見ございますか。

納得できなかつたらどんどん聞いてください、大丈夫ですから。

はいどうぞ。田坂委員。

○田坂委員 済みません。甲山町の田坂です。ちょっと疑問に思う点とかがあるんですけども、例えば今デイサービス事業があると思うんですけども、世羅町の場合は社会福祉協議会の方に委託されてますが、甲山町は多分甲山会さんですし、世羅西はくるみ会さんだと思うんですけども、合併した時点でデイサービス事業みたいなものほどのように委託になっていく予定なんでしょうか。

ああいった、今3町にそれぞれあるものが合併したときに何か切り捨てられるとか、その委託がどこかの会社だけになるとかっていうことはないんでしょうかということをお教えいただきたいんですけども。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 お答えします。

今まで部会長等も答弁しておりますように、今後のその社会福祉協議会の合併に向けての調整の中で、町の方からもそういうふうに調整会議にも参加しながら、今ある現状がより住民のサービス低下にならないように、しかもまた社会福祉協議会等の判断もありますけど、そういった事業主体としての社会福祉協議会が成り立つように、そういった中での

検討でございまして、今ここでどうなるかということにはできないと思いますが、一応先ほど来ありましたように、住民にとって不利にならないような方向というものは、町からも意見を述べて、そういうふうにしていただきたいたいという思いの中で検討されると思います。

○上本会長 具体的にございましたので、デイサービスの事業が今までのがしっかりできるのかどうか、そこら辺を的確に答弁していただければお答えになるかと思えます。

○田原幹事長 もちろんデイサービス等の事業につきましても、引き続き継承するということはもちろんであります。ただ、それが民間等のご意見もありましたけれども、そういった観点は今後住民のサービスに影響のない範囲で判断されるということで、ここでそれがどうなるかということはいいませんけれども、甲山町の社会福祉協議会は甲山町の社会福祉協議会自体が事業主体でやっております。そうした運営が、できるだけそのサービスが住民にとって有利なサービスとして続くようにという観点の中では、事業への意見も述べて、それに引き続くように持っていただきたいたいというふうな、あくまでも事業主体は社会福祉協議会ですから、それらが3つの団体が協議されるのですから、それに対する意見としては町として述べて、基本であるサービスの低下にならないようにという姿勢で臨みたいというふうに思っております。

○上本会長 よろしいですか。

他にご意見ございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでしたら、確認に入らせていただきます。

社会福祉協議会の取扱いについては、ご確認いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございました。

それでは、続いて協議第32号第8回世羅郡三町合併協議会の日程について、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 資料30ページをお開きください。

協議第32号第8回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第8回世羅郡三町合併協議会の日程について提案する。平成15年4月16日提出。世

羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

第8回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第8回世羅郡三町合併協議会は、次のとおり開催する。

日時、平成15年5月28日水曜日午後1時30分からで、場所は甲山町農村環境改善センターという提案でございます。

○上本会長 以上が協議第32号の説明でございます。

第8回の合併協議会の日程等についてご提案申し上げますが、ご意見、ご質問ございますか。

ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、協議第32号については、日程についてはご確認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

ここで休憩をとらせていただきます。約15分間休憩をとります。3時半にご集合ください。

午後 3時15分休憩

午後 3時30分再開

○上本会長 それでは、休憩を解いて協議に入らせていただきます。

続いて、次第3の(4)の提案事項に移ります。

提案事項につきましては、本日は提案内容の説明と質疑のみを行い、協議決定は次回協議会で行っていただくこととなります。

それでは、協議第12号の2新町の事務所の位置について、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 31ページをお開きください。

協議第12号の2新町の事務所の位置について。

新町の事務所の位置について提案する。平成15年4月16日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

新町の事務所の位置について。

新町の事務所の位置は世羅郡甲山町大字西上原123番地1とし、世羅郡世羅西町大字小国3393番地に支所を置くものとする。

(注1) 「世羅郡甲山町大字西上原123番地1」は、現在の甲山町役場の位置である。

(注2) 「世羅郡世羅西町大字小国3393番地」は、平成15年4月28日から世羅西町の役場となる位置である。

この提案でございますけども、小委員会の報告のときにも会長が申されておりましたけども、これはあくまでも他の合併協定項目と同じような形で、形式的に会長提案ということとさせていただきますまして、次回で協議をいただくということの提案でございます。

以上でございます。

○上本会長 以上が協議第12号の2の説明ですが、これは先ほど申し上げておりますとおり、次回協議会で協議決定とさせていただきますたく思います。

それでは、次に提案事項、協議第33号地方税の取扱いについて、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料32ページをお開きください。

協議第33号地方税の取扱いについて。

地方税の取扱いについて提案する。平成15年4月16日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

地方税の取扱いについて。

3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱う。

1、町民税、固定資産税の納期については、合併年度は3町の取り扱いを承継し、合併翌年度から世羅町及び世羅西町の例により統一する。

2、軽自動車税の税率については、合併年度は3町の取り扱いを承継し、合併翌年度から甲山町及び世羅町の例により統一する。

3 特別土地保有税の免税点については、新町において都市計画区域を有することとなるため、合併時に地方税法の規定により5,000㎡未満とする。

4、入湯税については、合併年度は3町の取り扱いを承継し、合併翌年度から甲山町の例により統一するというので、資料33ページをお開きください。

資料33ページは、個人町民税、法人町民税の調整内容でございます。

個人町民税につきましては、地方税法第292条、第310条、第319条、第321条の3に基づき3町賦課徴収しているところであり、ごらんいただきますように、納

期の第4期に違いがございます。世羅町と世羅西町は同じ納期でございますが、甲山町の納期に違いがございます。

続いて、法人町民税については、地方税法第292条、第312条、第321条の8に基づき、3町同じ内容で賦課徴収をしており、また減免内容も3町とも同一でございます。

34ページは、固定資産税の調整内容でございます。

固定資産税につきましては、地方税法第341条、同じく351条、同じく364条に基づき、3町賦課徴収しているところでございます。ごらんいただきますように、納期において第3期と第4期に違いがございます。世羅町と世羅西町は同じ納期でございますが、甲山町の納期に違いがございます。

そこで、町民税、固定資産税の納期については、地方税法第8条の2において、市町村の配置分合があった場合、消滅した市町村に係る地方団体の徴収を目的とする権利は、承継市町村が承継する。この場合、消滅市町村がした賦課徴収等の手続は、承継市町村がした賦課徴収等の手続とみなすとあり、合併年度は3町の取り扱いを承継し、合併翌年度から世羅町及び世羅西町の例により統一するという案でございます。

続いて、35ページは軽自動車税の調整内容であります。

軽自動車税につきましては、地方税法の第442条、同じく444条、446条に基づき、3町賦課徴収しているところでございます。ごらんいただきますように、税率において表の各号に掲げる軽自動車などに対して課税されますが、表の中で雪上と表記してあります、専ら雪上を走行するものについて、3町に違いがございます。専ら雪上を走行するものとは、実際には除雪用に軽自動車を改良した車や一般にはスキー場でしか走行できないスノーモービルを改良した、陸運局に登録し、公道を走れるようにしたものという実例が県内にあるようですが、3町においてこれまで対象はありませんが、ここでの調整は、合併年度は3町の取り扱いを承継し、合併翌年度から甲山町及び世羅町の例により統一するという案でございます。

続いて、36ページは特別土地保有税、町たばこ税、入湯税の調整内容であります。

特別土地保有税につきましては、地方税法第585条、594条、598条に基づき、3町賦課徴収しているところです。ごらんいただきますように、免税点において3町に違いがございます。これは甲山町と世羅町が都市計画区域を有しているのに対して、世羅西町は有しておりませんので、地方税法第595条の規定により、5,000㎡未満と1万

m²未満の違いがございます。

ここでの調整は、新町になりますと、都市計画区域を有することから、特別土地保有税の免税点については、新町において都市計画区域を有することとなるため、合併時に地方税法の規定により5,000m²未満とするという案でございます。

町たばこ税については、ごらんのとおり3町に違いはございません。

続いて、入湯税については、地方税法第701条、701条の2、701条の3に基づき、3町賦課徴収しているところであります。ごらんいただきますように、課税免除と税率に3町違いがございます。

課税免除については、地域住民の福祉の向上を図るため、町が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯者が世羅町と世羅西町にございますが、甲山町にはございません。

税率については、入湯客1日1人150円が、世羅町と世羅西町で同じで、甲山町は入湯客1人1日20円となっております。

ここでの調整は、入湯税については、合併年度は3町の取り扱いを承継し、合併翌年度から甲山町の例により統一するという案でございます。この案では、今までは世羅町の香遊ランドと世羅西町のクアパークせらにしでは、入湯税は課税免除を適用しており、納税をいただいておりますでしたが、納税をいただくこととなります。しかし、先ほど申し上げました、現在ある世羅町や世羅西町の施設を利用される入湯者に対しては、利用料金の実質負担が上がらないように調整することとしております。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第33号の説明ですが、提案に対してご質問がございますか。

黒木委員。

○黒木（武）委員 今ご説明いただきました入湯税についてでございますが、今地方税法の701条、701条の2、701条の3とご説明いただきましたが、これは目的税でございますね。目的税でいろいろな目的があるわけですが、入湯客に入湯税を課するということになっておるようです。

そこで、甲山に調整をするということでございますが、この地方税法701条の2では、入湯客1人1日につき150円を標準とすると、こういうふうの規定されておるわけです。それが、150円を規定するという一方で、さらに細かいいろいろなことについては町の条例で定めることになっておるわけですが、150円を標準とするとあるのに、現

に甲山では20円という安い額があるということになっておるわけですが、その安いところに合わせるという、150円を標準ですから、150円でもいいし、その間の20円、30円程度の増減はあってもいいんだらうと思うんですが、150円のところを20円にしておる。それに合わせるのはどういう理由でそこへ合わせるのか、ひとつご説明をいただければと思うわけでございます。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 ただいまのご質問の件につきましては、総務企画部会の税幹事、甲山町の税務課長が参っておりますので、答弁をさせていただきます。

○上本会長 はい、どうぞ。

○森迫課長 先ほど質問がありましたように、入湯税につきましては701条の2で150円を標準とするというように書いてあるわけでございますけれども、これを20円に合わせていくということでございます。

一応うちのアクアハウスにつきましては、非常に現在のところ入湯客が減少をしておるというところでございます。また、世羅町、世羅西町さんにつきましては、現在免除されておるというようなことを事務局の方から説明があったと思うわけでございます。そういう中におきまして、入湯客が減少しとるということになりますと、いろいろそれらにかかわりまして、そこの経営が十分にこれらに対して難しい面になってくるというような状況がございまして、今回このように20円ということで調整をさせていただいておるということでございます。

将来の活性化を図るときには、やはり入湯客がたくさん、観光を含めて来ていただくようにというような思いで、このように20円というのを決定させていただいておるわけでございます。

ちなみに、この20円というのは、上下町におきまして、このように20円というのを入湯客1人当たり20円というのを決定しておりまして、元湯というのはそこらの方から出ておるというようなところでございます。

引き続きまして、これから差し引く分につきましては、合併後におきましては20円ということでさせていただくということで提案をさせていただくとするものでございます。

○上本会長 よろしいですか。説明は今のよろしいですか。

ほかに。

前原委員。

○前原委員 軽自動車の関係でちょっとお伺いするんですが、④の減免等の関係ですが、これまで郵便局については減免を世羅西はしておったと思うんですが、今度郵政公社になったんですが、ここらについてはどういうふうなお考えでしょうか。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 これにつきましても、税幹事の方からお答えさせていただきます。

○上本会長 はい、どうぞ。

○森迫課長 今後につきましては、そういうふうなことにつきましては、課税をしていくようにということになってくると思います。

○上本会長 ほかにご質問がございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでございますから、協議第33号地方税の取扱いについては、次回協議会で協議決定をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に提案事項、協議第34号介護保険事業の取扱いについて、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料37ページをお開きください。

協議第34号介護保険事業の取扱いについて。

介護保険事業の取扱いについて提案する。平成15年4月16日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

介護保険事業の取扱いについて。

1、介護保険料については、3町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐ。

2、普通徴収に係る納期については、3町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐ。

3、介護認定審査会については、現行の機関の共同設置に係る規約を合併の前日に廃止し、当該事務を新町に引き継ぐという提案でございます。

38ページをごらんください。

38ページは、介護保険事業の取扱いの調整内容であります。

介護保険料は、介護保険法第129条に基づき、3年に1回の保険給付に応じて見直し

がされます。ごらんいただきますように、3町とも平成15年度において第1号被保険者に係る保険料の見直しがされ、3町とも平成15年度から平成17年度まで、第1段階から第5段階までの保険料については相違がございません。

ここでの調整は保険料、第1号被保険者については3町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐという案でございます。

保険料徴収には、介護保険法第131条に基づき普通徴収と特別徴収がございますが、ここでは普通徴収の納期について、3町の現状を掲載しております。

普通徴収は、年金額が一定額以下の場合、直接被保険者の方に保険料を納めていただくものですが、ごらんいただきますように3町とも納期に違いがございません。

ここでの調整は、納期については3町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐという案でございます。

続いて、要介護度の認定でございますが、介護保険の保険給付を行う場合は、要介護度に応じて保険給付額が確定されることとなっております。ごらんいただきますように、平成12年度介護保険制度が施行された時点で、3町共同で介護認定審査会を設置し、要介護度の認定などを共同で処理しております。

ここでの調整は、介護認定審査会については、3町の合併により共同設置の意義がなくなることから、現行の機関の共同設置にかかわる規約を合併の前日に廃止し、当該事務を新町に引き継ぐという案でございます。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第34号の説明でございます。

提案について何かご質問がありますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第34号介護保険事業の取扱いについては、次回協議会で協議決定をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次に提案事項、協議第35号納税関係の取扱いについて、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料39ページをお開きください。

協議第35号納税関係の取扱いについて。

納税関係の取扱いについて提案する。平成15年4月16日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

納税関係の取扱いについて。

1、納税奨励金に関することについては、合併年度は3町の取り扱いを承継し、合併年度末をもって廃止する。

2、督促手数料については、合併時に廃止する。

3、前納報奨金については、合併年度は3町の取り扱いを承継し、合併翌年度から世羅町の例により統一するという提案でございます。

40ページをごらんください。

40ページは、納税奨励金の調整内容であります。納税貯蓄組合及び納税組合、納税奨励金、対象税目、交付対象、組合長に対する手当について掲載をしております。ごらんいただきますように、3町に相違がございます。甲山町は平成13年度に納税組合を廃止しております。納税組合に関しては、世羅町には納税組合があり、また世羅西町には納税貯蓄組合があります。世羅町と世羅西町の内容を見ていただきますと、交付対象と組合長に対する手当に違いがございます。

ここでの調整は、納税奨励金については、合併年度は3町の取り扱いを承継するが、社会環境や納税に対する意識の変化や口座振替納税の増加などにより、納税組合や納税奨励金の役割が薄れたと判断されること。そして、個人のプライバシー保護の観点や、納税組合に対し奨励金や補助金を交付することへの法的疑義が論じられていることなどから、合併年度末をもって廃止するという案でございます。

続いて、41ページは督促手数料と前納報奨金の調整内容であります。

督促手数料につきましては、ごらんとおり3町に違いがございます。甲山町は、督促手数料を徴収していません。世羅町と世羅西町では、督促手数料がございますが、1通の金額において80円と70円との違いがございます。

ここでの調整は、国や県においては既に督促手数料を徴収していないことから、督促手数料については合併時に廃止するという案でございます。

続いて、前納報奨金につきましては、普通徴収をしている個人町民税と固定資産税を対象に3町とも交付しており、早期の納税と奨励や収納率確保向上に努めているところでございますが、ごらんいただきますように3町に相違がございます。甲山町と世羅西町では、2項においては同じであります。ただし書きの部分で違いがございます。この2項

の部分では、甲山町と世羅西町では、第1納期以外の納期でも、納付前納付をした場合、前納報奨金を交付するようになっておりますが、世羅町の場合は第1期納期のみを対象に交付するようになっており、違いがございます。

しかし、ただし書きについては、甲山町と同じ内容で、その額が100円未満は交付しないとっております。

ここでの調整は、前納奨励金については、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から普通徴収と特別徴収の公平性の観点などにより、全国的な流れとして制度を縮小する方向にあることから、世羅町の例により統一するという案でございます。

なお、交付対象税目は、先ほど言いました普通徴収に係る個人町民税と固定資産税でございます。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第35号の説明でございます。

提案に対してご質問がありますか。

黒木委員。

○黒木（武）委員 甲山町の黒木でございます。前納報奨金について、今特別徴収との関連もあって、全国的に見て縮小すべき方向だというふうなお話が、この世羅町に合わせる理由のようですけれども、やはり入るものをきっちり早く納めていただくということについて、現在町民の方がどの程度前納しておられるのか知りませんが、このことについては、入ることについてできるだけそういう手だてを講ずるということは、せっかくいい制度があるのに、これを最初に納めなきゃだめですよという理屈はいかに言うても不自然であろうと。

だから、甲山と世羅西の方は、あくまでも自然的な考え方じゃないかと思うわけです。ですから、一切廃止するなら廃止かもしれませんが、もし報奨金の額を今までどおりやるのであれば、その2期目に3期、4期も納めようかと思う人は、それなりの報奨金は支給、支出すべきじゃないだろうか。

これがやはり、すべて今までの住民、町民のこれ広い意味での福祉ですから、福祉にかかわってそういうものは低下させないという大前提が合併のものにあるとすれば、いささかこれは趣旨が外れるんじゃないだろうかというふうに思うわけですが。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 この件につきましても、税幹事の森迫課長の方からお答えさせていただき

ます。

○森迫課長 前納奨励金につきましてのご質問でございますけれども、前納奨励金につきましては、世羅町の例によって全期前納の場合に、これから報奨金を支給していくというようにになっておられるわけでございますけれども、いろいろと調べてみますと、全期前納がほとんどの方がそのような型でおられるわけございまして、あとその2期、3期に向かつてはわずかな方の今人数でございまして、これの中には、納めるのにちょっと忘れとったというような方がおられるんじゃないかならうかと思ひまして、件数にいたしましても10件とか12件とかというようなことで去年、昨年度調べてみますと、そういうような状況でございまして、金額もわずかでございます。そういうような状況におきまして、これから全期前納をされた場合に報奨金を支給するというところで、そこらを住民の啓発、納税者の啓発をする中で、そのような方向で取り組んでいきたいというような考えを持っているところでございます。

○上本会長 黒木委員。

○黒木(武)委員 今の理由では、いささか納得しかねるんですが、そりゃ金額多いとか少ないとかそういうことでなくて、気持ちの問題なんですよ、こういうことは。これが細かい配慮だろうと思ひますよ。

まあ今日は内容についての質問ということですので、それ以上は言いません。

○上本会長 答弁の方で、また次回まで調整しておいてください。

ほかに質問ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 済みません。一番最初のところのあれですけれども、納税奨励金の件ですけれども、確かに現状はそういう状況下にはもうないよと。そういうことも必要ないという環境になってきたということはよくわかります。

世羅町、世羅西町については、でもまだこういう現状では続けてますということで、甲山町さんがなしとされて2年になりますけれども、なしにしても全くそういう効果が余り変わらないと。効果というか、納税がきちっと行われていると。それで滞納者が増えたということはないですよということなんだろうと思ひますけれども、そこらのことも含めて、なしにしてもいいもんかどうか。

確かに、どっかの判例でいろいろと物議を醸して、やはり内容的にもちょっと問題があるということは聞いておりますし、奨励金というものの持つ意味、それに対する課税がさ

れてなかったというふうなことも若干あったんじゃないかと思うんですけども、奨励金を払うときに対して何%かの課税をしとくべきじゃなかったのかなあというところも若干落ちとったという問題があったりしてああいうふうなことになったのかもわかりませんが、ちょっと質問がぼやけてますけれども、要はなしにして全然関係ないよというものであれば、それで結構だと思います。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 ただいまの質問ですけれども、甲山町の例、既に納税奨励金を廃止しております。これに至った経緯につきましては、口座振替というものを実施する中で、その住民説明の中に口座振替が一定程度普及したら、大体5年をめどに、納税奨励金についてはそういった違法性を問われておるという中で廃止をしますというふうな住民への説明を加えながら、実際5年後にそういった廃止にやっております。

実際、その時点では口座振替がもう70%台になっておるという状況でございました。また、今もご意見の中にありましたように、一定の納税奨励金が地域でのいわゆる活動資金になっておるというような中では、考え方としてもそれに若干変わるものというふうな、町としても配慮がございましたけれども、その納税意識の低下というものは、収納率がそれによって格別低下したというものは見られておりません。

○上本会長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと、さっきつけて質問しとけばよかったんですけども、例えば世羅町さんで結構なんですけれども、現実には181組合に対して奨励金として14年度、済みましたから14年度で出ておると思いますけれども、どのくらいお支払いになっているのかということがわかれば、ちょっと教えていただきたい。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 それでは、お答えをしますが、13年度で決算で、239万3,000円が出ております。

○上本会長 他にご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第35号納税関係の取扱いについては、次回協議会で協議決定をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、提案事項の協議第36号公の施設の取扱いについて、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料4 2ページをお開きください。

協議第3 6号公の施設の取扱いについて。

公の施設の取扱いについて提案する。平成1 5年4月1 6日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

公の施設の取扱いについて。

1、公の施設の管理・運営等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、住民の利便性に配慮するとともに、施設の利用実態に応じて、新町において調整する。

2、各施設の名称については、必要に応じ合併時に調整するという提案でございます。

この公の施設については、財産という観点から考えますと、さきの協議会において、財産及び債務の取り扱いで協議、ご確認をいただいておりますとおり、すべて新町に引き継ぐこととなります。

また、これらの施設の使用料についても、合併協定項目の使用料、手数料の取り扱いでご協議をいただくこととなります。ここでは、公の各施設の管理運営について協議することとなります。

ここでの調整は、公の施設の管理運営等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、地域住民の利用が継続的に行われることから、住民の利便性に配慮するとともに、施設の利用実態に応じて、新町において調整するという案でございます。

個別の施設については、資料4 3ページ以降に取りまとめております。

資料に記載してある施設は、各町で設置管理条例で定め、なおかつ住民の皆さんに直接利用されているものを掲載しております。

資料4 3ページは、総務、建設、水道関係の公の施設を上げております。続いて、4 4ページは厚生関係の公の施設を。続いて、4 5ページは産業経済関係の公の施設を、そして4 6ページは教育関係の公の施設を掲載しております。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第3 6号の説明ですが、提案に対して質問がありますか。

ありませんか。

黒木委員。

○黒木（武）委員 例えば4 4ページの厚生関係のもので、社会福祉のコミュニティーホーム、あるいは老人福祉関係の老人集会所等がこうあるわけですけれども、これが建設す

るときの各省、各庁の縦割りの補助金をもらって建設した経緯等もあって、その管理運営についての中身が、甲山町内を考えてみても、例えばコミュニティー施設では維持管理費は地元負担であると。例えば老人集会所等へいけば、これは維持管理費も公費で支出されていると、こういうふうな現状がちょっとこう感じるだけでもあるわけです。

そういうことがありますので、そのこの公の施設の管理運営費等については、現行のとおり新町に引き継ぐと云々があって、新町にて調整するとあるんですが、そういうことまで含めて調整がなされるのでしょうか。それは、利用料、使用料との協議のところまで議論すべき問題なんではないでしょうか。そんなことを感じるんですけれども。

○上本会長 施設についてですが、世羅西の場合、いろんな集会所が補助金の事業でやっておるものは、適化法の切れたものについては、すべて地元は無償譲渡で、町とのかかわりを切るような形に全部進めてきてございますので、あと残っておるのが数件ございますが、合併までに適化法切れにつきましては、そういう基本的な方向で今調整をしておるようなところでございます。

田原幹事長。

○田原幹事長 ただいま会長の方からも、申されましたように、基本的には協定項目がまた別にありますので、そこで調整しますけど、やはりすべてが新町に引き継ぎますけれども、新町において利用実態に応じた形態を、公平性を欠いてはならないので、そこらを考慮しながら、使用料金等もありますし、また管理運営形態もそこを調整するというものでございます。

○上本会長 他に質問ございますか。

檜谷委員。

○檜谷委員 名称についてちょっと質問させていただきたいんですが、今3町に給食センターがそれぞれ一つずつあるんですが、合併すると名称、〇〇町給食センターというのがじゃあどうするのか。例えば給食センター、あるいは図書館、町立の図書館、それから公民館では中央公民館というのが甲山と、それから世羅西、そこら辺の調整をどうされるのかお聞きしたいと思います。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 ご質問ですが、ここの2項目めに上げておりますことのご質問ですが、今ご質問の内容の重なると、あるいは同一呼び名があるというようなことから、そこを、名称を、そういったものについては調整して別につけていくとかいうものを調整という意味

で指しております。具体的には今後そこらを調整ということで検討していくという意味で
ございます。

○上本会長 ほかに質問ございますか。

黒木委員。

○黒木（武）委員 私ども地域住民にとって一番関心のあるのは公民館の取り扱いなんです
が、これは今度また協議項目の社会教育部門のところでもいろいろ議論されるかどうか知
りませんが、この公民館の運営について、3町とも非常に実態が違いますし、どこが、ど
れがいいかということについては、一概に言えない、一長一短があるんだろうと思うん
ですが、そういうことはこの協議項目の中で議論がなされるのか。

いやこれはまあ、こういう施設は全部引き継ぐんだということなんで、中身について
は、公民館等についてはその社会教育部門のところでも議論するからということでござい
ましょうか。

○上本会長 山口事務局長が答弁いたします。

○山口事務局長 お答えをいたします。

まず、公民館の運営でございますけども、先ほども委員さん言われましたように、この
運営についてのことについては、社会教育の関係でも該当してきますし、あと形態とかそ
ういったことになると、事務組織の取り扱いというような事務機構の関係も加わって
きますので、そういったところでご協議いただくような形になろうかというふうに思いま
す。

○上本会長 他に質問がありますか。

井口委員。

○井口委員 集会所の中で上之町集会所というのが消防屯所と併用になっているところ
があるんですが、ここにそれが記載されておられませんので、甲山町の上之本町集会所、また
他地域においても消防屯所とそれからそういう集会所が併用になっているところがあるん
じゃないでしょうか。

○上本会長 ご意見としては、再度確認させていただいて、次回すべてよくよく整備をさ
せていただいて、違いがあれば訂正させていただきますし、ご説明申し上げます。

よろしいですか、それで。

○井口委員 よろしい。

○上本会長 このことについて、さらに踏み込んで質問がありますか。

ありませんか。

ないようだと思いますので……失礼をいたしました。答弁があるようでございます。

田原幹事長。

○田原幹事長 失礼いたしました。ただいまの中之町東町集会所の件ですが、これにつきましては町条例の設置条例のあるものとしてこの中之町東町集会所につきましては掲載させていただいてるという実態でございます。

○井口委員 上之町集会所も同じような感じで地域住民が使用しているものですから。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 上之町の方につきましては、ずっと以前からの流れの中でそういうふうに地域でも利用されているとも思うんですけれども、いわゆる先ほど申しましたように、これ町の設置管理条例、これに載せてあるものを掲載しております。

経過としては、中之町東町集会所も今から10年前ぐらいですか、町の建物としてやっております。そのときに地元の集会所もという中では、一定の地元へのそういう使用の範囲を決めながら、屯所とともに設置条例を設けて、それから地元へそれを委託して貸し出してきておるという状況でございますので、あくまでも設置条例の中でここへ位置づけておるという経過がございます。

○上本会長 ありませんか。

黒木委員。

○黒木（重）委員 公の施設の提案であります。できれば資料に面積とか、いつ建設されたとかいう、特に町営住宅なんかの使用料等については、上のもんもあるし、非常に少ないというようなことがあろうと思うんですね。そういう資料をちょっとつけてもらって出してもらえれば、検討するのにいいんじゃないかと思うんです。いかがでしょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 黒木委員のご質問に対してご説明を申し上げます。

今言われました住宅の、町営住宅等については、これはまあ建設関係の取り扱いの場で、いつ建てて、何戸あってどういう状況だとかいうような調整内容でご提示申し上げるよう今専門部会で調整をしておるところでございますし、使用料につきましては、これは使用料及び手数料の取り扱いのところ、協議で出していきたいということで現在専門部会を中心に準備を進めているところでございます。

○上本会長 ほかに質問ございますか。

田丸委員。

○田丸委員 公施設の中で平成16年の合併までに新たに加わるというようなものは、この中には入っていないのでしょうか。今から入れられるとかいうようなことはないのでしょうか。

もしそういうのがあった場合は、そういった審議というものはいつ行われるものかお聞きします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 これから当然合併までに時期がございまして、田丸委員の言われるような形で公の施設もこれから整備がされる場所も出てくるという状況もございまして、今回ここにご提案申し上げますのは、直近のデータ、しかも先ほどから説明をしておりますように設置管理条例に基づく現行ある施設で皆さんに資料として提示をし、提案をしているということでございまして、その点でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○上本会長 よろしいですか。

ほかに質問がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第36号公の施設の取扱いについても、次回協議会で協議決定をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

一応、本日予定しておりましたものは以上でございますが、その他で委員の中から発言を求められることがございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、一応本日の予定しておりました協議事項がすべて終了したということでございます。長時間にわたりまして慎重にご審議、ご協議いただきまして、まことにありがとうございました。

引き続き、皆さんの実のあるご審議をいただきまして、広範な行政運営の協議事項をこれから着実、一つ一つを的確に進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ委員各位の格別のお力添えをいただきますようお願い申し上げます、閉会とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

午後 4時23分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の 石岡 省吾委員、真野 綾委員、横山 昇司委員 により内容が確認され署名を頂いております。